平成２２年（フ）第１１７８号
堺市西区浜寺船尾町西５丁103番地
債務者　今村　和則
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７９号
堺市西区浜寺船尾町西５丁103番地
債務者　今村ゆり子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８８号
堺市南区槇塚台１丁10番18―404号
債務者　吉田　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１３号
大阪府羽曳野市古市１丁目７番９号、前住所大阪府松原市河合４丁目375番地　Ａ棟203号
債務者　中山広一郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
福岡県大牟田市小浜町95番地３　サンコーポラス小浜２棟306号
債務者　中原　満也
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県大牟田市大字白銀703番地２
債務者　田中依里子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県大牟田市神田町70番地１
債務者　佐藤千奈美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１４号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館42番地　県営住宅２棟７号、前住所福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡34番地の２　ドリームハウス102号
債務者　五十嵐江美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
福島県会津若松市上町３番35号、前住所福島県大沼郡会津美里町八木沢字吉原3996番地
債務者　山川　晴子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
福島県会津若松市日新町17番46号　面城方、前住所福島県会津若松市橋本２丁目２番18号コーポパストラルⅠ―２―Ｂ号室
債務者　坂内美江子（旧姓面城）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
福島県会津若松市一箕町松長３丁目10番地県営住宅５棟15号
債務者　伊東みゆき（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
福島県喜多方市熱塩加納町山田字赤崎甲255番地、前住所千葉県松戸市和名ケ谷953番地の１　ウィズ松戸きらめきの森410号
債務者　斗澤　香織
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
千葉県松戸市栄町７丁目521番地の12
債務者　有村　　努
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１６号
千葉県松戸市栄町２丁目124番地の４
債務者　新井　律子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４０号
新潟市江南区曽野木１丁目６番３―1228号
債務者　小宮　康生
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８４号
新潟市中央区東堀通11番町1751番地　リバティープラザ東堀Ⅰ―507号
債務者　中川　潤一（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
新潟県新発田市豊町４丁目８番８号、住民票上の住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜1557番地
債務者　結城　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部